

一般質問

7人の議員が一般質問

幕別町の

ここが聞きたい!!

一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提言をしたりすることをいいます。

幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。

紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
6	小島 智恵 議員	① テレワークについて（町内事業者および都会から地方へ） ② 過疎法の特例が除外された場合における影響について
7	谷口 和弥 議員	① 寿都町の「核のゴミ文献調査」応募検討について ② コロナ感染症対策の成果を強みにして、人口減少に歯止めを
8	岡本眞利子 議員	① 「新しい生活様式」に向けた諸課題について ② 若年性認知症への理解と支援について
9	酒井はやみ 議員	① 次世代に語り継ぐ、平和教育の充実を
10	野原 恵子 議員	① 介護保険法20年、介護保障の充実を
11	中橋 友子 議員	① 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対策
12	荒 貴賀 議員	① 高すぎる国保税、コロナの影響で困難な状況にさせない取組を

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



小島 智恵 議員
(政風クラブ)



問 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、テレワークの普及が進んでいる。北見市は空き店舗を整備して交流人口の増加と首都圏からの誘引による地域活性化を目的に「サテライトオフィス北見」を整備し、子育て中など若い世代の利用も進む。

更別村、上士幌町でもサテライトオフィスやシェアオフィスが整備され、農村地区の光回線を整備してテレワークと休暇を組み合わせたワーケーションに力を入れていく。北海道は花粉症を避けられる避粉地にもなり得る。定住、移住にとどまらず、二地域居住という関係人口の創出も考える必要があり、以下について伺う。

(1) 町内事業者のテレワークについて、現状と見解は。

(2) 都会から本町へ、テレワークの受け皿づくりは。

町長 (1) 町の事業所雇用実態調査に回答いただいた事業所のうち、従業員10人以上の事業者と町

問 都会からわが町へ、テレワークの受け皿づくりを

答 テレワーク導入を検討する事業者などに
対し、町の魅力発信に努めたい

内3金融機関の合計82事業者に対して調査を行ったところ、9事業者がテレワークを導入、うち1事業者は、在宅勤務用に社員人数分のノートパソコンやディスプレイ等の導入によるハード環境の整備とソフト環境の整備、各支社・支店との社内連携用にテレビ会議の機器導入を行っていた。このほかの事業者では、ノートパソコンによる在宅勤務を行っており、携帯電話等を活用して社内テレビ会議も実施していた。

今後、町として、商工会と連携し、機器類の導入補助、専門家派遣等の支援が受けられるテレワーク支援事業等の周知に努めたい。

(2) こうした働き方の受け皿となるため、高速通信網が不可欠となる。来年度末までに農村地域を含めた町内全域において、光ファイバーの未整備地区解消を図るべく、関連予算を今会期中に提案する予定である。今後は、全町的に通信環境が向上し、場所にとらわれない働き方が可能となる。テレワーク



テレワーク
(厚生労働省HPより)

の導入を検討している事業者などに対し、本町が持つ豊かな自然環境や生活環境、子育て環境などの魅力発信に努めたい。

問 過疎法の特例除外という危機感がある、影響と見解は

答 過疎地域の持続可能な社会の維持に向け、支援継続を要望する



問 過疎法が来年3月末に失効する。合併した旧忠類村が一部過疎として特例の指定を受けており、過疎対策事業債の適用の優遇があるが、新制度により特例除外の恐れがあると報道された。新制度の動向、特例除外による影響と見解は。

過疎法が来年3月末に失効する。合併した旧忠類村が一部過疎として特例の指定を受けており、過疎対策事業債の適用の優遇があるが、新制度により特例除外の恐れがあると報道された。新制度の動向、特例除外による影響と見解は。

町長 総務省の諮問機関「過疎問題懇談会」において、今後の過疎対策の在り方の検討がなされ、本年4月にその提言がまとめられたが、未だ新たな制度の内容は示されていない。市町村が策定する「過疎地域自立促進市町村計画」に登載した事業は、その財源として、過疎対策事業債を発行でき、その元利償還金の7割が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入される。本町では、合併後の平成18年度から昨年度までに、当該計画に基づき31億9200万4千円の事業を実施し、うち23億4070万円の過疎対策事業債を発行した。その7割の約16億円が普通交付税に算入されることになる。

新制度により「一部過疎地域」の特例がなくなると、行財政運営に大きな影響を与える。町としても、国の動向を注視するとともに、関係機関を通じて過疎地域の持続可能な社会の維持に向け、支援の継続を要望したい。

再質問 自主財源確保のさらなる努力を。

答 最大の行革である合併をしてきた町であり、今も行政改革を進めるための事務事業の評価に着手している。



谷口 和弥 議員
(拓政会)



北海道には「核のゴミ」は受け入れ難い」と宣言する

「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を制定しているにもかかわらず、8月13日付の新聞で国が進める原子力発電所から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる「核のゴミ」の最終処分地選定の第1段階に当たる「文献調査」に、後志管内寿都町が応募を検討していることが報道された。地元住民からだけでなく「核のゴミ捨て場」誘致につながりかねない不安の声が多く出されている。ついでには以下の点を伺う。

町長(1)、(2)報道等によると寿都町長による文献調査への応募検

問 寿都町の「核のゴミ文献調査」応募検討に反対の声を

答 道内の一自治体として、道条例を尊重、順守する責務がある

討の理由は、平成30年の北海道胆振東部地震後、防災のための地質調査ができないか補助金を調べていたことがきっかけとのことであるが、人口が減少している中、将来の町財政を考える際、文献調査を受け入れることで2年間で最大20億円の交付金があることから、財源確保の手段の一つとして応募を検討しているとされている。

放射能が十分に下がる数万年から10万年先まで、人間の生活環境から遠ざける必要がある核のゴミの受け入れは、北海道が平成12年10月に条例を制定し、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」としており、道内の一自治体として、道条例を尊重、順守する責務がある。

(3)文献調査が最終処分地を選定するまでの一連の工程の第一歩である以上、この段階から周辺市町村をはじめ当該都道府県全体の問題として、幅広く意見を聞く仕組みが必要である。都道府県を含め、

周辺市町村の住民理解が得られないまま最終処分地の選定が進められることは、あつてはならない。

問 コロナ感染症対策の成果を強みに人口減少に歯止めを

答 良好な自然環境や子育て環境など魅力発信を行いたい

問 総務省は8月5日、今年1月1日時点での住民基本台帳に基づく人口動態を発表した。

十勝管内では全19市町村が「自然増減」「社会増減」とも日本人住民の人口が減少、幕別町においては前年同期よりマイナス0・79%の増減率で212人の減少となっている。新型コロナウイルス感染症の拡大による混乱で社会が大きく様変わりしている。同感染症者が少ないという安全・安心面を十勝圏の数多くある魅力に加え、人口集中地域から幕別町への転入希望者を増やすことにつなげて、人口減少に歯止めをかけるべきと思うが考えを伺う。

北海道における特定放射性廃棄物に関する条例

北海道は、豊かで優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

一方、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点では、その処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、その試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。(平成12年10月24日)

町長 本町においては、現段階では一人の感染者も出ていない。

しかしながら、今後の感染動向次第では、感染者が発生することも考えられることから、コロナ禍におけるこうした状況を移住促進の呼び水ととらえるのではなく、今後においても、良好な自然環境や子育て環境に加え、来年度中に都市部と同等の高速情報通信網が全町で整備される見込みとなつていくことなど、これら町の魅力発信を行い、「住んでみたい」と思われる町づくりを通じて、移住者を取り込みたい。



岡本眞利子 議員
(政清会)



問 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により「密」を防ぎ「新しい生活様式」を定着させるため、本町でも課題解決に向けて具体的に推進をしていく必要がある。以下の点について伺う。

(1) コロナ禍における小中学校の児童・生徒に対する熱中症対策は。

(2) 図書館、体育館など人の集まる公共施設空間の「密」を可視化するオンライン情報、アプリ活用による予約システム確立の考えは。

(3) 新型コロナウイルス感染症による差別、誹謗中傷など、コロナハラスメントの状況と対応は。

町長 (1) 小中学校では授業中を含め、こまめに水分補給を行えるよう水筒等を持参するほか、教室や廊下の窓および教室の入口を開放し、教室や廊下に扇風機を設置するなどして、換気に留意しながら感染症対策にも努めている。

近年、道内においても猛暑日となる日が増加傾向にあることを考えると、現状の対策にも限界がある

問 「新しい生活様式」の具体的な推進を

答 ホームページ、SNS等を通じ「新北海道スタイル」への協力をお願いしている

り、さらなる環境整備の必要性があると認識している。児童生徒の快適な教育環境の実現に向けて、換気機能付きエアコンの導入について検討している。

(2) 現状ではシステム等を用いてまでの可視化は考えていない。公共施設全体の予約等の管理システム導入は、今後、アプリを活用した簡易的な予約システム等について研究したい。

(3) 各種相談窓口や保健師の健康相談業務において、コロナハラスメント等の事例は聞きしていないが、不当な差別や偏見、誹謗中傷は人権の侵害に当たり、決して許されるものではなく、感染のリスクは誰にでもあり、正しい知識を持ち、冷静に行動することが大切と考える。ホームページ等を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の普及、人権への配慮についての啓発を行うことで、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いしている。

再質問 町民に感染者が確認された場合、個人情報保護の観点から全て公開とはならない。感染者を守ることで、町民をコロナ感染から守ることについて町の考えは。

答 個々のケースに応じて判断をしなければならぬ。その際の観点として、感染拡大という公共性と個人のプライバシーをどう調整をつけるかということになる。

問 若年性認知症への理解と支援の取組を

答 ニーズに合った支援につなげるチームを構築する



問 認知症が65歳未満で発症した場合、若年性認知症とされる。働き盛りの世代であり生活への影響も大きいにもかかわらず、支援が十分ではないのが現状であり、以下の点を伺う。

(1) 町における若年性認知症の介護認定数と相談件数は。

(2) 若年性認知症の方の経済的基盤、社会的居場所の確保対策は。

(3) 当事者および家族に対しての施策や支援事業の展開は。

町長 (1) 要介護認定件数は、平成22年度1件、25年度1件、27年度2件、令和元年度1件、2年8月末まで1件の合計6件、うち脳血管疾患による高次脳機能障害の方は1件。相談件数は、平成22年度1件、23年度1件、26年度2件、27年度1件、30年度1件、令和元年度3件、2年8月末まで2件の合計11件、うち脳血管疾患による高次脳機能障害の方は1件。

(2)、(3) 地域包括支援センターが相談窓口となり、保健師が各種制度の紹介や手続きなど関係機関との調整、北海道認知症コールセンター配置の若年性認知症支援コーディネーターへの橋渡しを行っている。これまでの取組に加え、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、ニーズに合った具体的な支援につなげるチームオレンジを構築する。





酒井はやみ 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



被爆者の長年の訴えが世界を動かし、核兵器禁止条約の発効まであと一歩と迫っている。一方、世界に未だ約1万4千発の核兵器が存在している。

コロナパンデミックは、軍事力がウィルス抑制に何の力も発揮しないこと、国際社会が連帯して協力しあう必要性を浮き彫りにした。核兵器禁止条約に背を向け続ける日本政府が姿勢を改め、条約の署名・批准に向かうことが求められている。

戦争体験を直接語ることのできる世代が減る中で、高校生の「原爆の絵」の取組など、若い人が語り継ぐ役割を果たし始めている。幕別町でも、若い世代が戦争の歴史を学び語り伝える力をつけられるよう、また主権者としてこれからの社会の在り方を選択していただけるよう、どのような姿勢で平和事業、平和教育に取り組むのか伺う。

(1) 平和事業の取組と評価は。

(2) 町民や子どもたちが、戦争の歴史を学べる機会の充実に。

問

次世代に語り継ぐ平和教育の充実に

答

歴史資料等の収集に努め、町内の語り部を尋ねあてることも検討したい

- ① 学校教育の中での取組は。
- ② 記録、体験、戦跡を整理して、次世代に引き継ぐ取組は。
- ③ 町民の生活の中における取組は。

町長

(1) これまで平和非核宣言の看板を町内4か所に設置したほか、平和への願いを込めた千羽鶴を被爆地である広島市および長崎市に贈る運動を町民に呼びかけ、本年も2千羽以上の折り鶴が集まった。終戦記念日に合わせて広島市「原爆の子の像」、長崎市「原爆資料館」に捧げている。また、毎年8月には、幕別地区、札内地区および忠類地区の3地区で順番に、原爆パネル展を開催するなど住民意識の喚起等に取り組んでいる。このような平和事業を通して、町民の皆さんが核兵器の脅威と平和の尊さについて考え、感じていただく機会となり、平和非核宣言の具現化に寄与しているものと捉えている。

教育長

(2) ① 小学校では、学習指導要領上、第6学年の社会に位置付けられ、我が国が日中戦争や第二次世界大戦などを経て、戦後の民主的な国家として出発し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことを学ぶこととされている。地域学習を主体としている第3学年および第4学年の社会では、副読本においても、戦争の記述は年表で北海道空襲を表示しているほか、巻頭・巻末に町の史跡を記した「歴史の散歩道」を掲載している。

② 町内の戦争の記録や体験、戦跡に関する資料は、図書館本館の郷土資料のスペースの一角に設けている戦争に関するコーナーに保存している。映像の資料はないが、自分史や文集などの一部に関連する記載のある図書を含め、約30冊を所蔵している。

③ 本町にも、空襲による爆弾投下跡や蒸気機関車が破壊された記録のほか、戦没者の名前が刻まれた碑など、第二次世界大戦の暗い傷

跡が残されている。こうした事実を戦争経験のない多くの方々に知っていただくため、機会を捉えて広報紙の特集ページの掲載について検討していく。終戦から75年、多くの尊い命、財産、自然、文化を失った体験の記憶が薄れつつある中、今後も引き続き、戦争に関わる歴史資料等の収集に努めるとともに、町内の語り部を尋ねあてることも検討しながら戦争の残した教訓や平和の大切さを学べる機会を設けたい。

再質問

幕別町も参加する「平和首長会議」が提起する、被爆樹木2世の植樹、核兵器禁止条約の署名を町民に呼びかける取組について検討する考えは。

答 植樹の意味合いというものも十分考え、署名の取組とあわせて、今後の検討課題としたい。



幕別町空襲の爆弾爆発跡
(幕別町図書館本館 東側)



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



介護保険は、家族の介護負担軽減から「介護の社会化」を進めるとして2000年からスタートした。しかし、介護保険スタート時点の介護者の世帯構成は「三世帯同居」がトップだったが、この間、介護する家族は「独居」がトップに変わり、「老夫婦世帯」と合わせて50%以上が高齢者だけの世帯となっている。

要介護となった一人暮らしには生活援助が不可欠だが、この変化に介護保険は逆行してきた。高齢者も支える世代も安心して暮らしていける介護保障の充実が求められる。

- (1) 令和3年から専門職以外でもサービス対応ができる「介護予防・生活支援サービス事業」、「介護予防ケアマネジメント」は、要介護者まで対象拡大を行わないこと。
- (2) 介護保険の基準月額額は5400円、スタート時点の1・78倍になり負担が重くなっている。第8期の保険料の見込みは。
- (3) 介護保険会計に一般会計からの

問 介護保険20年、介護保障の充実を

答 制度の安定性と持続可能性の確保のため、国費の負担割合の引き上げを要請している

繰り入れを。
(4) 介護保険の財源として、国庫負担の割合を増やすよう国に求めること。

町長 (1) 本町で実施している総合事業は、要支援1、2の方の予防給付として提供されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」とし、これまでどおりのサービスを既存の事業所において提供しており、基準緩和型サービスや住民主体型サービスを提供する事業所はない。介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターのケアマネジャーが行っており、現時点で要介護者まで対象を拡大しても変わるところはないと判断しているが、この秋に発布される省令により明確になると考えている。

(2) 令和3年度からの第8期における介護保険料は、現計画の推進状況の分析評価を行い、介護サービスの基盤の整備をはじめとして、

向こう3年間の必要な介護給付に関する費用を勘案して算定することになる。現在、第8期計画の策定に向け、基礎データを得るために各種調査を実施している段階であり、次期計画における在宅サービスや施設サービスの方向性などが具体的に定まっていない状況であり、第8期の介護保険料の額を示す段階にはない。

(3) 介護保険料の負担軽減は、国の3原則が示されており、第1に保険料の全額免除は行わない、第2に収入のみに着目した一律の減免は行わない、第3に一般財源を繰り入れることによる減免は適切ではないとされている。介護保険料を算定する所得階層は、第6期計画から原則9段階となっており、本町においては国の基準所得の変更に伴う激変緩和措置として、12段階に設定し、第4段階の基準割合を町独自に0・05引き下げることとで低所得者の負担軽減を図っている。また、利用料は社会福祉法

人等のサービス利用料や訪問介護サービスの利用料、認知症グループホームの居住費について減免を実施しており、さらに負担軽減のための費用を一般会計から繰り入れることは、適正な介護保険制度の運営を損なうものと考えている。

(4) 本町においても、高齢者の増加に伴い、要介護認定者数、介護サービス利用者数はともに増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着している。一方、令和元年度の介護給付費の総額は、制度創設当初の約6億6千万円から、3・5倍の約23億円となり、制度の安定性・持続可能性の確保のためにも国の財政的関与が必要と考えている。これまでも北海道町村会を通じ、国費の負担割合の引き上げについて、国に要請を行っており、今後も継続して要請活動を行う。





中橋 友子 議員
(副議長)



新型コロナウイルスの感染拡大は、収束の兆しが見えず、インフルエンザの流行と併せて、さらなる拡大も心配される。

これまで、国・道・町で感染防止、経済対策、暮らしの支援などを行っているが、いまだ検査体制も十分ではなく不安は尽きない。改めて、町民への影響と対応策が十分であるか検証するとともに、地域経済、社会の再生のための対応策を強化する必要がある。

- (1)現時点での経済等への影響と支援策の利用状況は。
- (2)町税や使用料の減免、生活福祉資金貸付制度、生活保護申請数は。
- (3)十勝全体での対策、PCR検査や医療・宿泊療養体制の見直しは。
- (4)町内で感染者が確認された場合、速やかに検査が受けられる体制、情報開示の取組とバッシングを生じさせない対策を。
- (5)感染リスクが高い職場での定期的なPCR検査を。
- (6)インフルエンザ予防接種の助成拡大を。

問 新型コロナウイルス感染症の影響と今後の対策は

答 国の臨時交付金を活用し、地域経済の回復・活性化や生活支援に努めている

町長 (1)本年2～7月末までの

影響額等について調査した第3回アンケート調査では、回答率は46・1%、167事業者から回答をいただき、企業活動に影響が出ていると回答した事業者は74事業者、率にして44・3%、その影響額は11億4787万円に上っている。町の支援策の利用状況は、9月4日までの支給済み額の累計で、「頑張る事業者応援事業」146件、4380万円、「飲食・ホテル等緊急支援事業」75件、750万円、「頑張る事業者応援強化事業」6件、270万円であった。「新型コロナウイルス感染症関連融資円滑化事業」では、8月31日までに198件の中小企業信用保険法に基づくセーフティネット認定を行っており、融資額は総額で約26億6千万円であった。「町内宿泊施設宿泊費助成事業」は、9月4日までの累計で、予定宿泊数5000泊に対し、宿泊実績および予約受付分を合わせて、934泊と予定宿泊数に余裕がある状況で、10月から助成対象者を十勝管内在住者に拡大する。

(2)8月末現在の減免の決定額は、国保税は21件、395万3600円、後期高齢者医療保険は2件、25万9200円、介護保険は15件、110万3600円、公営住宅は3件、21万9000円であった。生活福祉資金貸付制度の申請状況は、社会福祉協議会が受付窓口の生活福祉資金貸付制度のうち、感染症の影響による緊急小口資金特例貸付は63件、1150万円、総合支援資金特例貸付は15件、687万円と聞いている。生活保護の申請状況は、延べ5件の相談を受け、このうち生活困窮等を理由に生活保護受給につながった件数は、8月末現在1件であった。(3)十勝医師会、帯広市医師会の取組により、十勝管内全体で従来の2倍以上の検査能力が確保される。感染ピーク時に想定される確保病床数は、入院病床数97床、宿泊療養室数で100室を確保する予定であると伺っている。

- (4)北海道が検査体制を整備しており、速やかに検査が受けられるものと認識している。情報の開示については、住民不安をいたずらに増大することのないように十分に配慮し、行政上の対応の必要性和個人情報保護を比較衡量しながら、感染者の意向を尊重しつつ個別に判断したい。バッシングを生じさせない町民の協力体制は、相手を思いやる気持ちを持ち、お互いに助け合い、支え合える地域となるよう普及啓発等に努める。
- (5)感染状況によっては医療機関、介護、福祉施設等に関わる方への一斉・定期的な検査が行われる可能性があり動向を注視したい。
- (6)現状としては対象者や助成費用の拡大は考えていない。これまでの10月15日～12月31日だった接種費用の助成期間を、10月1日～2月28日に拡大し、優先順位に沿ってより接種しやすい環境を整える準備を進めている。



国の臨時交付金を活用した農商福箱ドライブスルー事業



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



「保険税が高すぎて払いきれない」、「社会保険から国保になってこれほど高いとは驚いた」など国民健康保険制度の早期の改善を求める声が届いている。

コロナの影響で収入が減り、より負担が大きくなっている人も増えている。暮らしと生業を維持するため、さらなる改善を求め以下の点を伺う。

(1) コロナの影響で収入が減少した世帯の国保税の相談件数と減免件数は。また、減免申請は前年比で3割以上収入が減少する見込みで判断される。その制度周知は。
(2) コロナ対策として、国民健康保険では傷病手当を支給するが、自営業者やフリーランスは対象になっていない。国に改善を求めつつ、町が独自に支援を行うべきではないか。また、欠勤した最初の3日間の損失も補償対象とすべき。
(3) 国保制度は、新生児から加入する全ての家族に均等割がかかる。町として先がけて子どもにかかる均等割を軽減し応援する考えは。

問	答
高すぎる国保税、均等割の軽減などコロナの影響で困難な状況にさせない取組を	全国知事会や全国町村会においても、制度の創設の要望を行っている

町長 (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国保税に関する相談件数は、これまでに44件の相談があり、このうち21件、金額にして合計395万3600円の減免を決定している。また、減免制度に関する周知は、6月の納税通知書送付時に同封したチラシや広報紙、町のホームページにおいて、申請手続の際には事前に電話で問い合わせていただくよう周知しているほか民生委員児童委員協議会において制度の周知をしている。

(2) 政府の緊急経済対策の一環として、国民健康保険および後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、国が特例的に全額財政支援を行うことが示されたことから、本町としても感染拡大防止を目的に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を新たに制定した。

今回の傷病手当金の支給は、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のほか、感染症に感染または感染の疑いのある方々が療養のために休みやすい環境を整備することを目的に、国からの財政支援を受けて臨時的な措置として実施するもので、国からの財政支援の対象となる支給要件等は健康保険法に準じた基準となっている。こうしたことから、町独自による傷病手当金の支給対象や支給要件等の拡充は、国からの財政支援を受けることができず、結果的にその財源が他の被保険者の負担となることから、町独自による支給要件等の拡充は考えていない。

(3) 国民健康保険税の標準賦課総額は、地方税法に基づき、世帯の被保険者数に乗じて税額を算出する「均等割」と1世帯あたりの税額を算出する「平等割」を応益負担とされ、また、世帯の被保険者の所得に応じて税額を算出する「所得割」を応能負担として、この応

益負担と応能負担の原則に基づき、適切に負担を求めることが必要である。国においては、平成27年5月の国民健康保険法の改正に対する国会の附帯決議を受け、子どもに係る均等割保険税の軽減制度の導入について、今後の検討課題とされ、また全国知事会や全国町村会においても、国に対し、当該制度の創設について要望を行っており、その動向を注視したい。

再質問 家族の人数が増えれば均等割で国保税が増える仕組み。多子世帯、子育て世帯にとって特に負担となっている。町として支援に一步を踏み出す考えは。

答 制度全体の問題で、全国町村会として要望しているように、国の制度を変えていく、国の制度として持つということが大切である。

